

報道関係者 各位

平成30年11月13日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 上月 眞史

(直通電話) 03-5403-2205

## ツクイ不当労働行為再審査事件 (平成29年(不再)第56号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成30年11月12日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は次のとおりです。

### 【命令のポイント】

～①会社が、組合の執行委員長Aを定年の満70歳限り退職させたこと及び定年後の契約更新をしなかったことが、いずれも労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為には当たらないとして、救済申立てを棄却し、②その余の救済申立ては、行為の日から救済申立日までに1年以上を経過したものであるとして却下した事案～

①送迎職員で組合の執行委員長Aを満70歳となる平成28年4月30日限り定年退職させたことは、組合結成前に改定された就業規則を適用した結果によるものであり、また、就業規則所定の満73歳までの契約更新条項をAに適用しなかったことは、Aが更新の要件である模範運転者に当たらないと解されることから、いずれも労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たらない。②その余の救済申立ての事実は、行為の日から救済申立日までに1年以上を経過しているから、労働組合法第27条2項及び労働委員会規則第33条第1項第3号により却下する。

### I 当事者

再審査申立人：労働組合ツクイ花畑（「組合」）（茨城県つくば市） 組合員2名（本件結審時）

再審査被申立人：株式会社ツクイ（「会社」）（横浜市港南区） 従業員約1万5000名（本件結審時）

### II 事案の概要

- 本件は、組合が、会社が、①平成25年1月1日に就業規則を変更し、送迎職員の満70歳定年制等を新たに規定したこと、②同規定に則り、送迎職員で組合の執行委員長Aを満70歳となる平成28年4月30日付けで定年退職としたこと、③同規定中の満73歳までの契約更新条項をAに適用しなかったこと、また、事業所長らをして平成26年1月頃から平成27年5月頃までの間、④組合員に対して組合からの脱退勧奨を行ったこと、⑤組合員に対して嫌がらせを行ったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件である。
- 初審茨城県労委は、上記①ないし⑤のいずれも不当労働行為に該当しないとして、申立人の救済申立てをいずれも棄却したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

### III 命令の概要

#### 1 主文の要旨

初審命令を次のとおり変更した。

- 本件救済申立てのうち、会社が、就業規則に則り、組合の執行委員長Aを満70歳で定年退職とし、同規定中の満73歳までの契約更新をAに適用しなかったことに係る本件救済申立てをいずれも棄却。
- その余の本件救済申立てを却下。

## 2 判断の要旨

- (1) 争点1について（会社が、①平成25年1月1日に就業規則に送迎職員の満70歳定年制等を規定したこと、②同規定に則り、執行委員長Aを満70歳となる平成28年4月30日付けで定年退職としたこと、③同規定中の満73歳までの契約更新条項をAに適用しなかったことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか）

ア 就業規則に送迎職員の満70歳定年制等を規定したことは、その行為の日から救済申立日までに1年以上を経過したものと認められる。

イ 組合の執行委員長Aを満70歳となる平成28年4月30日付けで定年退職としたこと自体は、組合結成前に改定された就業規則を適用した結果に基づくものというほかなく、他に特段の事情が認められない。以上によれば、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為には当たらない。

ウ 組合の執行委員長Aは、運転技術、健康状態及び勤務態度のいずれも問題を抱えていて、総合判断として模範運転者とは評価できず、定年後の契約更新を規定する就業規則の要件を満たしていない。そして、定年後の契約更新をしなかったことが、同人が組合員であることやその組合活動を理由とするものであるとか、組合への支配介入として行われたことを疑わせるような事情は一切認められない。以上によれば、Aに対して契約更新条項を適用しなかったことは労働組合法第7条1号及び第3号の不当労働行為には当たらない。

- (2) 争点2について（会社が、事業所長らをして平成26年1月頃から平成27年5月頃までの間、④組合員に対して組合からの脱退勧奨を行ったかどうか、⑤組合員に対して嫌がらせを行ったかどうか、仮にこれらの行為が行われていた場合、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか）

組合が不当労働行為であると主張する事実は、いずれもその行為の日から救済申立日までに1年以上を経過しているものと認められる。

|             |             |                    |
|-------------|-------------|--------------------|
| 【参考】初審救済申立日 | 平成28年6月30日  | （茨城県労委平成28年（不）第2号） |
| 初審命令交付日     | 平成29年11月14日 |                    |
| 再審査申立日      | 平成29年11月28日 |                    |